

「地域振興未来会議」(案) について

● 会議の目的

新市域におけるそれぞれ特有の個性を活かしたまちづくりの方向性を示し、次の世代へ地域を引き継ぎ、大きく未来へ「飛躍」させ、将来を見据えた夢のあるまちづくりを前進させる。会議では、地域住民が主体となって地域課題の解決に向けて議論するとともに、持続可能な地域共生社会のまちづくりを推進するもの。

※要綱を定め、総合支所区域単位で設置

● 会議の役割

- ・ 地域特有の課題や地域振興について調査・研究を行い、解決策について検討する。
- ・ 市に対して地域振興に関する提案を行うことができる。
- ・ 地域未来プランの進捗管理を行う。

● 会議構成

- ・ 委員人数：12名以下 市長が委嘱する。

※委員は、対象地域に住所を有する者もしくは勤務している者またはこれらに準ずる者（対象地域の出身者等）及び満18歳以上の者

なお、公募委員（委員全体の2割以上）を含めること。

（自治会、まちづくり協議会等の役員、学識経験者、といった縛りは無し。）

※委嘱は総合支所長が市長へ内申する。報償費：日額 7,000 円 任期 2 年（再任可）

※任期終了に併せ検証を行い、要綱の見直し等を行う。

● 会議内容

- ・ 年 6 回程度 オブザーバー出席可

● スケジュール

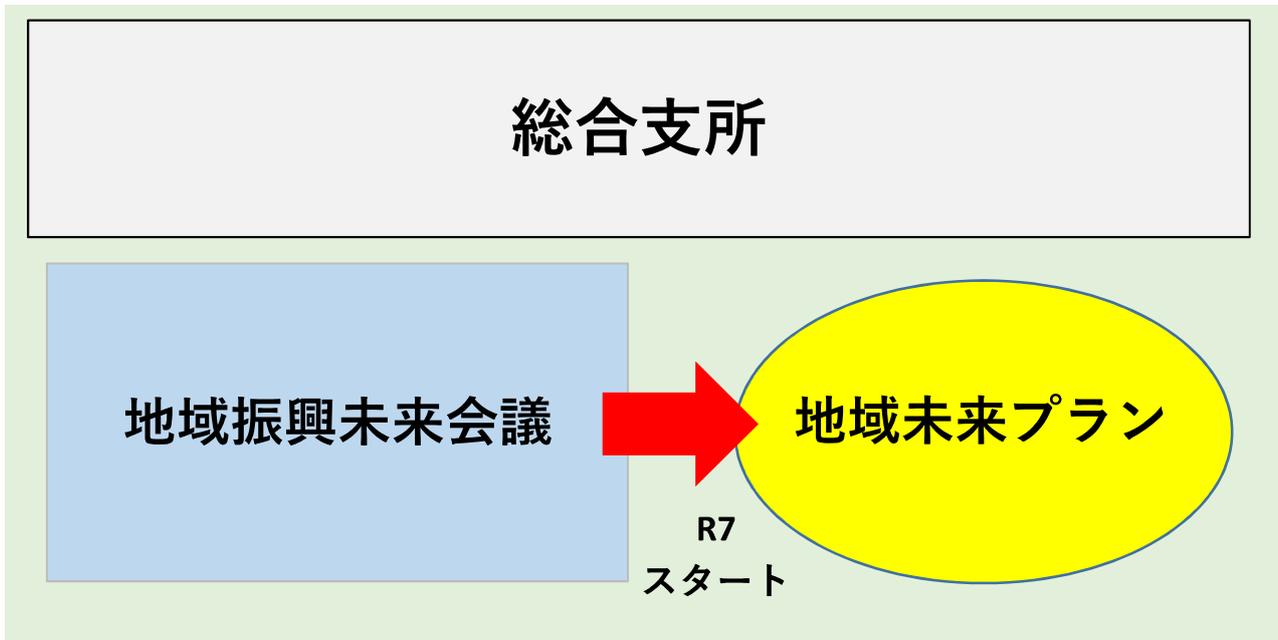
時 期	内 容
R 6 年 2 月 2 日	市長副市長協議において方針案の説明
R 6 年 2 月 8 日	第 2 回地域振興会議会長会において方針案の説明
R 6 年 3 月～7 月	地域振興会議において方針案の説明・承認
<u>R 6 年 9 月議会</u>	<u>総務企画委員会において報告</u>
<u>R 6 年 1 0 月～R 7 年 2 月</u>	<u>委員の選任</u>
R 7 年 4 月～	新しい会議体の開始

青谷地域振興未来会議方針（案）

<各項目へ落とし込み>

項目	【参考】地域振興会議	青谷地域振興未来会議方針（案）	
位置付け	地方自治法第138条の4第3項に規定する執行権を有さない附属機関（条例設置）	設置要綱による位置づけとする。	
設置区域	合併前の旧町村区域ごと	合併前の旧町村区域ごと	
設置の目的	本市の一体的な発展に資する新市域の振興を目的に設置する	地域特有の課題の解決について、地域住民が主体となって議論を行い、持続可能な地域共生社会のまちづくりを推進する。	
所掌事務	(1)本市の一体的な発展に資する対象区域の振興に関する事項について、市長の諮問に応じ、審議し、答申すること。 (2)対象区域の振興に関する事項について、調査及び審議すること。 (3)前2号に定める事項について答申し、又は意見を述べるに当たっては、対象区域の住民の意向把握に努めるものとする。	・ 地域特有の課題や地域振興について調査・研究を行い、解決策について検討する。 ・ 地域未来プランの進捗管理を行う。 ・ 市に対して地域振興に関する提案を行うことができる。	
組織	委員人数	12名	12名以下
	委員構成	(1)自治会、まちづくり協議会等の役員の職にある者 (2)学識経験を有する者 (3)公募により選任された者 ※対象地域に住所を有する者もしくは勤務している者またはこれらに準じる者（対象地域の出身者等）	(1)制限なし (2)公募により選任された者 ※対象地域に住所を有する者もしくは勤務している者またはこれらに準じる者（対象地域の出身者等）
	委員の委嘱	各総合支所長が市長へ内申	市長が委嘱する（各総合支所長が市長へ内申）
	委員報酬	日額 7,000円	日額7,000円
	その他	任期：2年（再任を妨げない。）	任期：2年（再任を妨げない。）

会議	会議の召集	<p>◆次の場合に会長が召集</p> <p>①市長又は会長が必要と認めるとき</p> <p>②委員の4分の1以上から請求があるとき</p> <p>※市長又は会長が必要と認めるときは、合同会議を開催することができる。</p> <p>※会議は公開とする。</p> <p>※必要があるときは、委員以外の者の出席等を求めることができる。</p>	<p>◆次の場合に会長が召集</p> <p>①市長又は会長が必要と認めるとき</p> <p>②委員の4分の1以上から請求があるとき</p> <p>※市長又は会長が必要と認めるときは、合同会議を開催することができる。</p> <p>※会議は公開とする。</p> <p>※必要があるときは、委員以外の者の出席等を求めることができる。</p>
	会議回数	8回（R3～4のみ6回）	<p>視察を含めて6回程度</p> <p>・内容によって調整する</p>
	会長会	<p>◆市長は必要に応じて会長会を招集できる。</p> <p>◆会長会の庶務は市民生活部地域振興課が処理する。</p> <p>※年2回開催</p>	<p>◆市長は必要に応じて会長会を招集できる。</p> <p>◆会長会の庶務は市民生活部地域振興課が処理する。</p> <p>※年2回開催</p>
	その他	視察：隔年実施（4地域ずつ）	視察：隔年実施（4地域ずつ）
意見等の尊重・議会への報告	<p>◆市長は答申・意見を尊重し、本市の一体的発展・該当地域の振興に努める。</p> <p>◆意見が提出され、市長が必要と認めるときは市議会に報告する。</p>	<p>所掌事務のとおり、課題解決に資する市に対する政策提案を行うこととする。</p>	
設置期間	平成27年4月1日～令和7年3月31日	令和7年4月1日～令和13年3月31日（7年）	
庶務	各総合支所	各総合支所	
その他			



↑

<主な役割>

- 地域課題や地域活性化の調査研究と、解決策の検討
- 地域振興に関する提案
- 地域プランの進捗管理

↑

地域特有の課題の解決に向け、それぞれ特有の地域資源を活かして、地域振興をすすめるための未来のプラン。

〇〇地域未来プラン(たたき台)

〇〇町総合支所

1. 目的位置づけ

〇〇地域特有の課題の解決に向け、それぞれ特有の地域資源を活かして、地域振興を図るための未来のプラン。

2. 地域の現況

●位置、地勢について

(例) 鳥取市〇〇部に位置し、面積は〇〇平方 km で鳥取市全体の〇〇%を占めている。

●土地利用について

(例) 〇割が山地、〇割が平地となっており、平地では水稻、山地では 20 世紀梨の栽培が盛んで、砂丘地では特産の「砂丘らっきょう」が栽培され、・・・

●人口について

⇒ビジョン10ページ、総合支所基礎調査等を参照

- ・人口は、平成16年の合併時は〇,〇〇〇人
令和5年5月1日は〇,〇〇〇人 増減率は〇〇.〇%
- ・世帯数は、平成16年の合併時は〇〇〇世帯
令和5年5月1日は〇〇〇世帯 増減率は〇〇.〇%
- ・高齢化率は令和5年5月1日現在〇〇.〇%

3. 地域の特性・資源

⇒ビジョン82～89ページを参照（文面は最新情報にアップデート）

- 地域の歴史
- 地域の特性
- 地域の資源

4. 地域の現状と課題、めざす将来像

⇒ビジョン21～37ページを参照（文面は最新情報にアップデート）

- 地域の現状と課題
- めざす将来像について

地域振興に資する具体的な取り組みをまとめ、地域振興未来会議で進捗管理する。このプランの実現に向けて、市も一緒になって、取り組んでいく。
※福部・青谷の既存計画は、この位置づけに合致するものであれば、地域プランに読み替え可。